

2024年8月20日

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県委員会
委員長 本間和也
日本共産党山形県議団
団長 関 徹
石川 渉

7月25日からの豪雨災害に関する県への要望

県政史上最大級となる、豪雨災害対応へのご精励に深く敬意を表します。

日本共産党山形県委員会と山形県議団も、高橋千鶴子衆議院議員、岩淵友参議院議員ともに現地調査を行って参りました。

県管理の道路、堤防・橋梁、砂防施設、山林、JRの鉄道などインフラの損壊、家屋等の浸水、農地の土砂流入・冠水等々の甚大な被害を目の当たりにすると共に、住家・生活資材を失った多くの県民の助けを求める声を重く受け止めて参りました。県に対する市町村の支援要請も極めて切実と痛感しました。

県民が一日も早く日常を取り戻すための応急対策に加えて、近年の異常気象の下で再度の被害が発生することを防止する対策も喫緊であると考えます。

つきましては、下記の事項について実施されますよう要請します。

記

1. 被災者生活支援、「被災者生活再建支援法」制度等の適用

- ①仮設住宅・公営住宅・民間借り上げ住宅等に避難した人に、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン等の生活家電購入支援を行うこと。その他、生活に必要な備品を支給すること。上記の生活必需品を提供できるように災害救助法の改正を国に求めること。
- ②民間住宅の借り上げを実施すること。仮設住宅は20日以内に建設すること。
- ③上記住宅等の設置・入居に当たっては、住民の要望をよく聞き、従来のコミュニティの保全を図ること。高齢・障がい・病気等の状況に応じ、交通手段等に配慮した住宅を提供すること。県独自に家賃の軽減を図ること。
- ④災害見舞金の充実を行い、当面の生活費の確保を図ること。
- ⑤全壊、多数の床上浸水等がある市町村に、一刻も早く「被災者生活再建支援制度」を適用すること。県独自に最大300万円支援する「山形県被災者生活再建支援事業」を実施すること。支給時期の目途を明らかにすること。
- ⑥能登半島地震で実施された「地域福祉推進支援臨時特例交付金」を国に要望すること。
- ⑦浸水で損壊した自動車、除雪機などの生活資材購入支援なども含め「被災者生活再建支援制度」の抜本拡充を国に求めること。
- ⑧浸水した住宅の洗浄や公衆浴場等に、広域水道料金の減免（「山形県水道用水料金条

例」第3条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合は、料金を減免することができる)をおこなうこと。

- ⑨民地内の土砂の撤去について、災害救助法を積極的に活用するよう市町村に周知すること。

2. 道路、鉄道の交通網の被害対策を

- ①県道の通行止めは、開通(片側交互通行)の目途を住民に知らせること。「外部から自動車で到達できない」集落を孤立集落と見なし、早期に解消を図ること。
- ②スクールバスが通れない迂回路(遊佐町県道 373 号線、8月5日現在)は、学校が始まるまで開通させること。
- ③国道 344 号線(酒田市・真室川町)早期復旧に努めること。
- ④奥羽本線、陸羽東線の運休区間は、被害状況と復旧の見通しの公表を JR・国に求めること。JR・国の責任で早期運転再開を図るよう要望すること。

3. 土砂災害対策を

- ①県が指定した急傾斜地のがけが崩れ住宅に被害が及んでいる。市町村・住民に災害復旧完了の目途を伝えること。
- ②土砂災害警戒区域外でがけ崩れが発生している、調査を行い指定の見直しを行うこと。
- ③転居費用の十分な支援を行うこと。

4. 河川はん濫・浸水対策を

- ①最上川・赤川の集落地近傍など重要な個所で、超過洪水対策として、特殊堤建設を国に求めること。
- ②赤川国直轄区域は、河川整備及び流量確保対策の早急な推進を、国に引き続き要望していくこと。
- ③県管理河川の維持管理強化と超過洪水対策を実施すること。県内河川を緊急に調査し、流下能力向上対策を計画的・継続的に進めること。
- ④戸沢村古口の排水機場の排水能力を増強し、内水被害対策を向上させること。国土交通省「内水処理計画の手引き」を見直し、すべての居住地を含む内水処理施設の目標内水安全度を、現行の10年以上から、30年以上に引き上げるよう国に求めること。
- ⑤戸沢村古口、蔵岡地区の住民に対して、国とともに被害状況の説明会を実施し、住民要望を聴く機会を設けること。
- ⑥荒瀬川について、早期の災害復旧対策を実施すること。また、住民の意見を聞きながら再度災害が起こらないような河川整備計画の策定を図ること。
- ⑦京田川に関わる溢水・内水被害等が繰り返し発生していることから、同河川の整備計画を再検討すると共に、流下能力向上等の対策を速やかに実施すること。
- ⑧真室川町大沢地区では、鮭川等が越水し、付近のあさひ小学校のグラウンド、プール等に泥水が侵入した。付近の住宅も床上浸水の被害が出ている。再度、被害が生じないように、

また、子どもたちに被害が生じないよう対策を講じること。

- ⑨遊佐町六日町付近で発生した内水被害については、多くの住家に床上浸水の被害をもたらした。月光川への内水被害対策を講じること。

5. 早期の農地・農業用施設災害復旧事業を

- ①農地・水路等への土砂流入で、農業用水の確保対策が緊急課題となっている。「査定前着工制度」を積極的に活用すること。
- ②市町村では技術系職員が不足していることから、県職員の派遣をおこなうこと。県内市町村にも必要な職員の派遣を呼びかけること。知事会を通して人員支援を求めること。
- ③国の制度の対象とならない40万円以下の小規模被災も対象とすること。
- ④冠水した水田はじめ、農作物を作る農家への技術的助言を行う相談窓口の設置を農家に周知すること。
- ⑤農業共済は、早期支払いを行うこと。
- ⑥農林水産業が災害を機に離農・廃業を余儀なくされないことがないように、可能な限り営農再開に向けた支援を行うこと。

6. 観測体制強化と情報伝達体制の整備、防災計画の改正

- ①これまでに経験したことがない豪雨による災害に対応する上で、気象・河川水位の観測所が不足している。観測所を大幅に増やし、災害対策本部の情報収集と解析能力を強化して、地域住民等への情報伝達体制の強化を図ること。
- ②想定外の豪雨、超過洪水に対応した「防災計画」が必要になっている。県、市町村の「防災計画」の見直しを進めること。

以上